

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、「社外役員」とする)について、下記いずれの要件にも該当しない場合において独立性を有しているものと判断する。

- ①当社及び当社関係会社を主要な取引先とする者^(注1)又はその業務執行者
- ②当社及び当社関係会社の主要な取引先^(注2)又はその業務執行者
- ③次の(A)から(C)までのいずれかに該当する者
 - (A)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注3)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等
 - (B)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注3)を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、主幹事証券会社、コンサルティングファーム等に所属する者
 - (C)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注3)の寄付・助成を受けている者、又はその業務執行者
- ④当社及び当社関係会社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している者)、又はその業務執行者若しくは業務執行者でない取締役
- ⑤当社及び当社関係会社が総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している者、又はその業務執行者
- ⑥当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者である者
- ⑦過去3年以内において上記①から⑥に掲げる者に該当していた者
- ⑧就任の前10年以内のいずれかの時において次の(A)から(C)までのいずれかに該当していた者
 - (A)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (B)当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (C)当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑨次の(A)から(F)までのいずれかに掲げる者(重要でない者^(注4)を除く。)の配偶者又は二親等以内の親族
 - (A)①から⑧までに掲げる者
 - (B)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (C)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (D)当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (E)当社の兄弟会社の業務執行者
 - (F)過去3年以内において前(B)、(C)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)

- 1.「当社及び当社関係会社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高3%以上の額の支払いを当社から受けた者」をいう
- 2.「当社及び当社関係会社の主要な取引先」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の3%以上の額の支払いを当社に行っている者」をいう
- 3.「多額の金銭その他の財産」とは、「年間1,000万円相当以上」をいう
- 4.「重要でない者」とは、業務執行取締役、執行役員および部長職相当以上の上級管理職を除く使用人をいう